

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年7月25日(2013.7.25)

【公表番号】特表2012-530118(P2012-530118A)

【公表日】平成24年11月29日(2012.11.29)

【年通号数】公開・登録公報2012-050

【出願番号】特願2012-515552(P2012-515552)

【国際特許分類】

C 07 D 471/04	(2006.01)
A 61 K 31/522	(2006.01)
A 61 P 29/00	(2006.01)
A 61 P 9/10	(2006.01)
A 61 P 9/00	(2006.01)
A 61 P 3/04	(2006.01)
A 61 P 3/10	(2006.01)
A 61 K 45/00	(2006.01)
A 61 K 31/40	(2006.01)
A 61 K 31/505	(2006.01)
A 61 K 31/616	(2006.01)
A 61 K 31/4174	(2006.01)
A 61 K 31/403	(2006.01)
A 61 K 31/4365	(2006.01)
A 61 K 31/517	(2006.01)
A 61 K 31/4439	(2006.01)
A 61 K 31/401	(2006.01)
A 61 K 38/55	(2006.01)
A 61 K 31/4184	(2006.01)
A 61 K 31/4178	(2006.01)
A 61 K 31/41	(2006.01)

【F I】

C 07 D 471/04	1 1 7 A
C 07 D 471/04	C S P
A 61 K 31/522	
A 61 P 29/00	
A 61 P 9/10	
A 61 P 9/00	
A 61 P 3/04	
A 61 P 3/10	
A 61 K 45/00	
A 61 K 31/40	
A 61 K 31/505	
A 61 K 31/616	
A 61 K 31/4174	
A 61 K 31/403	
A 61 K 31/4365	
A 61 K 31/517	
A 61 K 31/4439	
A 61 K 31/401	
A 61 K 37/64	

A 6 1 K 31/4184  
A 6 1 K 31/4178  
A 6 1 K 31/41

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月7日(2013.6.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ペミロラストナトリウム塩の半水和物形。

【請求項2】

実質的に結晶性である、請求項1に記載の化合物。

【請求項3】

実質的に結晶学的に純粋である、請求項1または2に記載の化合物。

【請求項4】

およそ26.6、25.3、13.0、15.3、18.2、および/または28.4の2 値(単位:度)を有する特徴的な結晶性ピークを含む粉末X線回折パターンを特徴とする、請求項1から3のいずれか一項に記載の化合物。

【請求項5】

溶媒からの結晶化の前に、ペミロラストとナトリウム含有塩基を反応させる工程を含む、請求項1から4のいずれか一項に記載の化合物の調製方法。

【請求項6】

前記塩基が水酸化ナトリウムまたはナトリウムアルコキシドであり、および/あるいは前記溶媒がメタノールまたはエタノールである、請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記結晶化が、

(a) ペミロラストナトリウムを、約10%以下(w/w、溶媒の割合として)の水の存在下で溶媒に部分溶解する工程；

(b) ペミロラストナトリウムを水性溶媒に約72 以上で部分溶解する工程、および約72 以上で濾過する工程；または

(c) ペミロラストナトリウムを水性溶媒に溶解し、続いて過剰量の貧溶媒を加える工程を含む、請求項5または6に記載の方法。

【請求項8】

ペミロラストナトリウムの高水和物の脱水を含む、請求項1から4のいずれか一項に記載の化合物の調製方法。

【請求項9】

薬剤として使用するための、請求項1から4のいずれか一項に記載の化合物。

【請求項10】

請求項1から4のいずれか一項に記載の化合物を、薬学的に許容される助剤、希釈剤、または担体と混合して含む医薬製剤。

【請求項11】

炎症性障害の治療で使用するための、請求項1から4のいずれか一項に記載の化合物。

【請求項12】

前記障害がアトピー性皮膚炎、子宮内膜症、偏頭痛、喘息、慢性閉塞性肺疾患、クローキン病、多発性硬化症、乾癬、関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、または潰瘍性大腸炎である、請求項11に記載の化合物。

**【請求項 1 3】**

前記障害が喘息である、請求項12に記載の化合物。

**【請求項 1 4】**

- (a) 請求項1から4のいずれか一項に記載の化合物；および
- (b) 炎症性障害の治療に有用である1種もしくは複数の活性成分、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物を含む配合剤。